

2. 臨時教育会議における嘉納治五郎

東京外国语大学 東 憲一
講道館 村田 直樹

2. Jigoro Kano and Extraordinary Council on Education.

Ken'ichi Higashi (Tokyo University of Foreign Studies)
Naoki Murata (Kodokan Judo Institute)

Abstract

The Extraordinary Council on Education was established by the Japanese Cabinet, and greatly influenced educational policy in Japan. Jigoro Kano, then a Principal of Tokyo Higher Normal School, was appointed to the Council. As a delegate of education for teachers, Kano made many positive proposals. There were many common themes between his dual roles as educator and founder of Judo. Utilizing the Council's stenographic records, Kano's opinions are analyzed. The study's findings are summarized as follows:

1. Kano felt that the center of education was moral education.
2. There are indications that Kano's moral sense was cultivated by Judo training.
3. Kano thought it was important to improve the quality of normal schools.
4. Kano attached great importance to physical education.

I はじめに

嘉納治五郎（1860：万延元年～1938：昭和13年）の業績については従来より様々な視点から研究がなされてきた。それらは、柔道、教育、スポーツの柱からなるものであるが、本研究においてはとりわけ学校教育の立場から嘉納の業績について論じてみたい。

嘉納は生涯を通じて教育に携わってきたが、特に学校教育においてはリーダーシップを取る立場にあり、単に一学校の校長という立場だけでなく、嘉納の発言が日本の教育界を左右する公人の立場にあったということが大きな特徴であると考えられる。このような立場にあった嘉納において、三期延べ約25年にわたる東京高等師範学校校長を辞任するきっかけの一つになったのが、「高

師の大学昇格運動」であり、その遠因になったのが、「臨時教育会議」である。嘉納は、高師校長辞任後は、長としての立場の公的な教育機関に奉職することなく、学校教育の第一線からは退くことになる。「臨時教育会議」は、「教育と嘉納」の視点に立つと、嘉納の学校教育の集大成の發言であると考えられる。このように嘉納にとって大きな意味を持つ「臨時教育会議」に焦点をあて、考察を進めて行きたい。

II 嘉納治五郎の学校教育における経歴について

嘉納の学校教育における経歴は様々なものがあり、いずれも嘉納研究の対象としては興味深いものが多い。ここでは、嘉納の学校教育における教育経歴を資料^{1), 2)}をもとに挙げ、概略を把握してみたい。

- ・ 1882年（明治15年） 23歳
学習院講師（1月）、学習院教師（8月）。
- ・ 1884年（明治17年） 25歳
駒場農学校理財学教授。
- ・ 1885年（明治18年） 26歳
学習院幹事兼教授。
- ・ 1886年（明治19年） 27歳
学習院教授兼教頭。
- ・ 1887年（明治20年） 28歳
文部省臨時編纂事務嘱託。
- ・ 1888年（明治21年） 29歳
学習院事務取扱。
- ・ 1889年（明治22年） 30歳
宮内省御用掛兼務。兼官学習院教頭を免ぜられる。
- ・ 1891年（明治24年） 32歳
文部省参事官（4月）、第五高等中学校長兼文部省参事官。
- ・ 1893年（明治26年） 34歳
文部省参事官。
第一高等中学校兼文部省参事官（6月）。
高等師範学校長（1期）兼文部省参事官（9月）。～1897年（明治30年8月）
- ・ 1897年（明治30年） 38歳

高師校長非職（8月）。

高師校長（2期）（11月）～1898年（明治31年6月）

- ・1898年（明治34年） 42歳

東京高等師範学校校長（3期）（5月）～1920年（大正9年1月）

- ・1904年（明治37年） 45歳

小学校教育功績審査委員。

- ・1908年（明治41年） 49歳

高等教育会議議員（文部省）。

- ・1910年（明治43年） 51歳

教員検定委員会委員、教科書図書調査委員会委員（文部省）。

- ・1911年（明治44年） 52歳

師範学校・中学校・高等女学校教員等講習会講師（文部省）。

この講師については、その後1922年（大正11年、63歳）までほぼ毎年任せられる。

- ・1914年（大正3年） 55歳

教育調査会会員。

- ・1917年（大正6年） 58歳

臨時教育会議委員（内閣）。

- ・1919年（大正8年） 60歳

兵式体操振興に関する調査委員（文部省）。

- ・1920年（大正9年） 61歳

東京高等師範学校校長辞任。

- ・1922年（大正11年） 63歳

教員検定委員会臨時委員（文部省）。

この委員は、1938年（昭和13年）の没年（79歳）まで、ほぼ毎年任せられる。

- ・1923年（大正12年） 64歳

学校衛生調査会臨時委員（文部省）。

- ・1928年（昭和3年） 69歳

柔道・剣道・弓道指針の委員会委員（文部省）。

- ・ 1929年（昭和4年） 70歳
柔道講習会（文部省）。
- ・ 1930年（昭和5年） 71歳
体育運動審議会委員（文部省）、柔道検定試験（文部省）。
- ・ 1934年（昭和9年） 75歳
ローマ字調査会会議（文部省）。
- ・ 1935年（昭和10年） 76歳
剣道講習会（文部省）。

以上が、嘉納の学校教育の経歴の概略であるが、これは主たるものである。他にもかかわった内容のものは見られたが、詳細に至るので省略した。この経歴をもとに考察を進めて行く。

嘉納の教育現場の経験は、一時期の華族会館経営の学習院（後に宮内省所管）、駒場農学校を除けば第五高等中学校、第一高等中学校、三期約25年にわたる東京高等師範学校校長と、いずれも官立の学校の校長を歴任した。一教員としての教育経歴は嘉納の長い教育歴からするとほんの一時期である。これから分かるように主たる仕事は、管理職としての立場である。学習院教頭になったのが27歳のときであり、東京高等師範学校を辞任するのが61歳のときである。途中、文部省の参事官、普通学務局長等を一時期務めたとはいえ、ほとんど教育現場においては校長という管理職の立場にあったと言える。また、嘉納は校長という立場の他に文部省の各種委員を務めた。特に20年近く務めた東京高等師範学校校長（1901年（明治34年：42歳）～1920年（大正9年：61歳））では、「高等教育会議」、「教育調査会」等の文部省の教育改革にかかわる委員を高師校長として任せられた。また、それに同じく、文部省の「教員検定委員」、「教科書図書調査委員」、「師範学校・中学校・高等女学校教員等講習会講師」等の各委員会委員、講師を数多く務めた。

本稿の中心となる「臨時教育会議」においては、各諮問委員会の委員に任せられた。特に師範教育の総会場面においては、「師範大学制」を強く主張した。これが発端となり、高師昇格論が学内で一気に沸き上がり、臨時教育会議が閉会となった（1919年（大正8年）5月、60歳）約半年後には、長く務めた東京高等師範学校校長を辞任している。

高師校長辞任後は、「臨時教育会議」における課題であった、「兵式体操振興に関する調査委員」を務めるとともに、同じく「臨時教育会議」において嘉納が主張していた「教育検定委員」を中心に務め、教員検定の質の問題に係わった。その他文部省関係の仕事としては「柔道、剣道講習会」、「学校衛生調査会」、「体育運動審議会」等の講師、委員を務めた。このように嘉納の学校教育の経歴は、あくまでも官立学校が主体である。また、柔道においては、嘉納の社会的地位による国内外の交流の広さがあり、教育関係にあっては東京高等師範学校校長時代を主とした教育界における指導的立場があり、スポーツ界においては大日本体育協会初代会長、国際オリンピック委員会委員等の要職にあった。このように嘉納は常に国家を意識した立場にあったと言える。嘉納が国家の教育方針に対し、校長として批判する時期が見られるが、これはあくまでも国体護持を前提としたもので、国体を批判したものではない。嘉納の教育経歴は、あくまでも国家の立場に立ったものであることがこれらの経歴から理解できる。

III 臨時教育会議について

臨時教育会議は、1917年（大正6年）～1919年（大正8年）に開催されたものであるが、それらは文献^{3)、4)、5)}に詳しく解説されている。これらの文献によると、明治以来の教育の諸問題について、「高等教育会議」（1888年（明治29年）～1913年（大正2年））、「教育調査会」（1913年（大正2年）～1917年（大正6年））では解決できなかったものを、第1次世界大戦による社会運動の高揚、国際競争といった点からとらえ、さらに国体護持を前提としたうえで教育問題を検討しているのが「臨時教育会議」の特徴であるとしている。これまでの、「高等教育会議」、「教育調査会」が文部省設置であったのに対し、「臨時教育会議」は、内閣（寺内正毅）のもとに設置された。もともと上諭「朕内外ノ情勢ニ照シ国家ノ将来ニ稽ヘ内閣ニ委員会ヲ置キ教育ニ関スル制度ヲ審議シ其振興ヲ図ラシムルノ必要ヲ認メ臨時教育会議官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム」⁶⁾による設置であり、「教育ノ効果ヲ完カラシムルヘキ一般施設ニ関スル建議」⁷⁾に見られるように、国体護持の精神が中心であった。この「臨時教育会議」の答申、建議を受け、その後、「臨時教育委員会」（1919年（大正8年）～1921年（大正10年））、「教育評議会」（1921年（大正10年）～1924年（大正13年））、「臨時教育行政調査会」（1921年（大正10年）～1922年（大正11年））、「文政審議会」（1924年（大正13年）～1935年（昭和10年））が開催される。このように、「臨時教育会議」はその後の日本の歴史の展開から見ても、国策上重要な位置付けにあると言える。

この「臨時教育会議」の委員には、総裁として前内務大臣の平田東助、副総裁には元文部大臣の久保田謙が就任し、議員、各省の政府代表者、陸海軍、教育関係者、財界から委員36名が選出された。東京高等師範学校長である嘉納は教育関係者の一人として参加した。諮問は9件あり、それぞれに対して答申を行った。諮問の内容は、小学校教育、高等普通教育、大学教育及び専門教育、師範教育、視学制度、女子教育、実業教育、通俗教育、学位制度である。また、建議として兵式体操振興、そして前述の教育効果を完了せしめる一般施設が行われた。

IV 嘉納研究における臨時教育会議とのかかわりについて

嘉納は、高師校長として、「高等教育会議」、「教育調査会」の委員を務めたが、前述のように「臨時教育会議」はこれらの2つの会議と比べると重要度を増し、後の高師校長辞任の遠因となった意味合いを持つ。従来の嘉納研究においては、代表的な嘉納研究の文献^{8)、9)、10)}に「臨時教育会議」における嘉納の位置付けについては触れられてはいるが、会議における具体的な発言内容についてはあまり触れられてはいない。文献⁹⁾において、会議の内容の一つである師範大学論についての記述はあるが、嘉納の発言が会議全般にわたっていることからすると十分とは言えない。文献⁵⁾においては、総会における嘉納の発言が各所に見られ、それらが速記録として残されている。このように第三者からの資料をもとに嘉納の発言を分析することは、嘉納研究にとって意義のあることと考える。

本研究では、「資料 臨時教育会議」⁵⁾をもとに、総会における嘉納の発言内容について嘉納の考え方の分析、検討を行う。

V 臨時教育会議における嘉納の発言内容

1) 概略

前述のように、「臨時教育会議」は総裁、副総裁の他に36人の委員をもって構成されたが、教育関係の委員は官立学校9人と私学関係者がほぼ同数により成り立っていた。また、先の「教育

調査会」委員の多くがそのまま「臨時教育会議」委員となったが、嘉納も同様な立場であった。

「臨時教育会議」はのべ30回の総会が行われたが、各諮問のワーキンググループとも言える主査委員会と小委員会における発言内容の資料は見られない。資料としては総会における発言内容が「資料 臨時教育会議⁵⁾速記録」のみに見られるだけである。これをもとに嘉納の発言内容を中心に分析、検討を行った。

のべ30回における総会のうち嘉納が欠席した総会は以下のとおりである。

・第11回総会 1917年（大正6年）12月8日

・第25回総会 1918年（大正7年）10月24日

・第26回総会 1918年（大正7年）10月25日

・第29回総会 1919年（大正8年）1月17日

その他の総会はすべて出席している。前掲書²⁾によれば、第11回総会の欠席理由は、翌日の午前中に水戸における教育問題についての講演があり、当時の交通事情を考えればそのために欠席したこと考えられる。第25回、第26回、第29回総会の欠席理由については前掲書²⁾、前掲書⁵⁾においても不明である。これらのことから、嘉納は積極的に総会に出席していたことがうかがえる。

嘉納は、諮問内容について、小学教育、大学教育及専門教育、師範教育の主査委員会の委員を務めた。また、兵式体操建議の主査委員を務めた。主査委員会の下部組織である小委員会においては、小学教育、師範教育の小委員を務めた。しかし、各委員会の委員長を務めた経歴は見られない。総会は原案討議、裁決の場であり、委員会は原案作成の場であった。

2) 各総会における嘉納の発言内容とその趣旨

・第1回総会 1917年（大正6年）10月1日

「小学教育ニ関スル」審議

文献¹¹⁾によれば、会議を午前にするか、午後にするかについての嘉納の発言であり、重要な発言ではない。

・第2回総会 1917年（大正6年）10月2日

「小学教育ニ関スル件」審議

発言は見られない。

・第3回総会 1917年（大正6年）10月4日

「小学教育ニ関スル件」審議

「小学教育ニ関スル」主査委員であり、小委員であった嘉納は、文献¹²⁾によれば嘉納は小学教育に対し、三つの提案を行っている。「……一ツハ教員養成ノ法、ソレカラ教員待遇ノ法、一ツハ監督ノ法……」¹³⁾。「教員養成ノ法」については、師範教育の改善と教員の資質の向上を訴えている。「教員待遇ノ法」においては、教員の資質向上のためには給与の改善が必要であり、そのためには国庫の補助が必要であるとしている。「監督ノ法」においては、視学制度の充

実を提案している。発言に共通している内容は、師範教育代表の代弁者であるということである。これは、嘉納が師範教育の総本山とも言うべき東京高等師範学校の校長であり、嘉納の立場を物語っていると言える。また、嘉納は現在の道徳の退潮を嘆いている。嘉納の言うところの道徳の必要性は、学校教育だけでなく社会全体を含めた内容のものである。そして、その道徳の根幹は教育勅語であるとしている。体育については、必要性のみならず、体育の指導内容、教材の改善を述べている。改善については、「……所ガ学校体操ノ性質トシテハ教師ガ号令ヲスルト巧ニ身体ヲ動カス、多少子供ハ面白ガッテヤルガ、号令ヲ掛カケラレテ手足ヲ動カストソシナニ面白イコトデナイ……」¹⁴⁾と述べており、体操中心主義を批判している。また、「……国民ヲ強クスル手段トシテハ小学校ヲ卒業シタ後ノ子供ガ色々ノ形ニ於テ身体ヲ鍛ヘルト云フコトガ国民ガ互ヒニスルト云フコトニナラナケレバナラヌ……」¹⁵⁾というように、生涯体育の必要性についても述べている。また、「……其大体ノ原則ニ基イテ各種ノ競技ヲ試ミルト云フコトハ国民ヲ活動的ノ国民ニシ、誠ニ元氣ノ盛ナ、敢為ノ気風ヲ造リ、サウシテ始終運動ニ興味ヲ有ツト云フヤウナコトカラ逐ニ皆身体ガ丈夫ニナル……」¹⁶⁾というように、運動に興味を持つことによる運動の効果について述べている。これらの主張は、嘉納が青年期に水泳、ボート、野球、陸上競技と様々な運動を体験したことからくるものであり、単なる机上論でないとの証しであろう。

・第4回総会 1917年（大正6年）10月6日

「小学教育ニ関スル件」審議

発言は見られない。

・第5回総会 1917年（大正6年）10月25日

「小学教育ニ関スル件」第1回答申案審議、可決。

発言は見られない。

・第6回総会 1917年（大正6年）10月27日

「兵式体操ニ関スル建議」案審議。

「兵式体操ニ関スル建議」の主査委員であった嘉納の発言の要点は以下の通りである。「……若シ純粹ニ德育ナリ体育トシテ議スルナラバ第一名前カラシテ可笑シイ話デアル、……軍事教育スル必要ガナイカラ先ニ決定シテ……」¹⁷⁾。これは、反対の意向はあるものの明確な意見を述べていない。嘉納は、文献¹⁸⁾において、「……自分は高等師範学校長就任以来、訓育は大いに重んじたが、兵式の形ごときは格別なる注意を払わぬことにした。高等師範学校生がドイツの軍帽を冠っていたのを普通の学生帽にかえたのを始とし、寄宿舎における生活すべてを、形式に拘泥せず精神を重んじ、万事を解決していった」と述べている。嘉納は、軍事教育の精神主義は認めつつも、森有礼文部大臣のとったような寄宿舎等も軍隊式にし、兵式体操を学校の中心とすることについて批判を行なった。兵式体操と体育は全く別個のものであり、学校教育はその道に精通した人物が必要であるとしている。これらは、教育の知識のない、単に兵式体操を行うだけの者が学校教育を行うことは反対であるという趣旨である。このように兵式体操に必ずしも賛成でなかった嘉納であるが、なぜもっと積極的に反対の意見を述べなかつたのであろうか。このことは、これ以降の兵式体操に関する総会でも一貫してみられる嘉納の姿勢である。

・第7回総会 1917年（大正6年）11月1日
「高等教育機関増設ニ関スル建議」案審議、可決。
発言は見られない。

・第8回総会 1917年（大正6年）12月5日
「兵式体操振興ニ関スル建議」案審議、可決。
発言は見られない。

・第9回総会 1917年（大正6年）12月6日
「小学教育ニ関スル件」第2回答申審議、可決。
発言は見られない。

・第10回総会 1917年（大正6年）12月7日
「高等普通教育ニ関スル件」審議。

嘉納は、ここにおいて「……第一今日ノ高等普通教育ガ、其高等普通教育ノ目的ヲ能マセ又、第一德育ノ方カラ考エテミマスルト最モ必要ナル所ノ邦国ノ一員トシテノ思想ガ明ラカニ定マッテ居リマセヌ又……」¹⁹⁾と述べている。嘉納は小学校教育総会の項でも德育について述べているが、德育を高等普通教育においても重要視している姿勢が見られる。これらより、嘉納の教育精神の一つは德育であることを伺わせるものであると考えられる。

・第11回総会 1917年（大正6年）12月8日
「高等普通教育ニ関スル件」審議。
欠席により発言は見られない。

・第12回総会 1918年（大正7年）1月16日
「高等普通教育ニ関スル件」第1回答申案審議。
発言は見られない。

・第13回総会 1918年（大正7年）1月17日
「高等普通教育ニ関スル件」第1回答申案審議、可決。
発言は見られない。

・第14回総会 1918年（大正7年）5月1日
「小学教育ニ関スル件」第3回答申案審議、可決。
嘉納は以下のような発言を行っている。「……体育ノコトヲ調査スルト云ウコトハ今日余程急務デアラウト思ヒマスル……例ヘバハーバート大学デモエール大学デモ又コロンビア大学デモ… …至ル所皆相当学植（ママ）アル専門家自ラ実地ニイロイロ運動ヲヤッテ、サウシテ其人ガ同時ニ運動家デアリ、又学者デアル、ソレニシテ初メテ体育ニ付テノ善シ惡シヲ論ズルコトガ出来ル……又、在来行ハレテ居ル柔道トカ、剣道トカ、或ハ弓術トカ云フ体育上有益ナ各種ノ技術モゴザイマスルガ、是等モ体育ニ資スル為メ在来日本デヤッタ通リデハ行カヌ又……私ハ此

体育ノコトニ付キーツノ研究機関ガ必要デアル……」²⁰⁾。ここにおいて嘉納は、体育の研究はまだまだ不十分であり、欧米においては研究者が実際に研究をし、実際に運動を行い、研究成果を高めている。又、日本の柔道、剣道等の体育上の価値を認めつつも、嘉納の自信作である柔道の意義を全面に押し出すことなく、まだまだ研究が必要であるとしている。さらに、体育の研究機関が必要であるとしている。

・第15回総会 1918年（大正7年）5月2日

「高等普通教育ニ関スル件」第2回答申案審議、可決。

この項においての発言を要約すると、体育重視と時間数の増加を要求した発言を行っている。文献³¹⁾において発言の経緯については述べられているが、嘉納の真意が十分に考察されているとは言えない。嘉納は、体育の持つ価値は身体と精神であり、知育、德育に相当するものであるとしている。「高等普通教育」において德育が必要であり、そのためには身体運動を通して德育を行う必要があるとしている。昨今の大学改革において大学体育の是非が論じられたが、体育界を代表した嘉納のような人物がいれば大学体育の展開も決して後退の面が見られることはなかったかと考えられる。現在に至るまで、体育界において嘉納の右に出るものがない一つの事例であろう。

・第16回総会 1918年（大正7年）5月3日

「大学教育及専門教育ニ関スル件」審議。

この項における嘉納の発言は以下の内容に集約される。「……単科大学ヲ自由ニ許シマスレバ、必要ナ所ニ必要ナ学校ガ出来ルト云フコトデ極自由ノ發達ガ出来マス……」²¹⁾。これは、総合大学としての帝国大学に対抗する意味だけでなく、嘉納の主張する師範大学の含みがあると考えられる。そして、言い換えれば、その後に展開する師範大学論の布石として単科大学論を展開していると考えられる。

・第17回総会 1918年（大正7年）6月21日

「大学教育及専門教育ニ関スル件」答申案審議。

発言は見られない。

・第18回総会 1918年（大正7年）6月22日

「大学教育及専門教育ニ関スル件」答申案審議、可決。

発言は見られない。

・第19回総会 1918年（大正7年）6月23日

「師範教育ニ関スル件」審議

この項では、道徳教育が各教科の根幹であるとし、又教員の質の向上のため修業年限の延長を説いている。そのため、中等教育における師範学校論においては、研究科を設けることと、師範大学論を展開している。「師範教育ニ関スル件」については、嘉納は主査委員と小委員を努めており、中心的に活躍したことが考えられる。

・第20回総会 1918年（大正7年）6月25日

「師範教育ニ関スル件」及ビ「視学制度ニ関スル件」各審議

この項で、嘉納は教員養成のための師範学校出身者が教員には適切であるとのべている。

又、前回総会同様師範大学論を述べている。これは、師範大学の設立が教員の資質向上につながり、即ちそれが日本の教育の向上につながることだとし、熱を込めて説いている。

・第21回総会 1918年（大正7年）7月24日

「師範教育ニ関スル件」答申案審議、可決。

この項においては、嘉納が高師において生活全般にわたって学生を教育、指導していることを力説している。

・第22回総会 1918年（大正7年）7月25日

「視学制度ニ関スル件」答申案審議、可決。

視学官の地位向上、会議全体のための意見調整の発言を行っている。

・第23回総会 1918年（大正7年）9月17日

「女子教育ニ関スル件」審議

この項においては、嘉納の女子教育に対する姿勢が見られる。嘉納の発言の趣旨は、教育の根幹は家庭であり、道徳教育と同様、家庭教育が教育の基礎となっている。そして、その家庭にあっては女性は重要な存在であるという考え方である。又、女子の高等教育にあっては、女子にふさわしい高等教育があるとしている。

・第24回総会 1918年（大正7年）9月18日

「実業教育ニ関スル件」審議

この項においては、実業教育も十分に力を入れて完全な教育を行いたいと述べている。

・第25回総会 1918年（大正7年）10月24日

「女子教育ニ関スル件」答申案審議、可決。

欠席により発言は見られない。

・第26回総会 1918年（大正7年）10月25日

「実業教育ニ関スル件」答申案審議、可決。

欠席により発言は見られない。

・第27回総会 1918年（大正7年）10月30日

「通俗教育ニ関スル件」審議及「人心ノ帰嚮統一ニ関スル建議」案審議。

発言は見られない。

・第28回総会 1918年（大正7年）12月24日

「通俗教育ニ関スル件」答申案審議、可決。及「人心ノ帰嚮統一ニ関スル建議」案審議。

この項においても前述のような嘉納の道徳論を展開している。

・第29回総会 1919年（大正8年）1月17日

「学位制度ニ関スル件」審議及び「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議」案審議、可決。

発言は見られない。

・第30回総会 1919年（大正8年）3月28日

「学位制度ニ関スル件」答申案審議、可決、全議事終結。

嘉納は、論文の提出者のみに博士を与えるべきではないかと主張している。

VI. 臨時教育会議後の嘉納治五郎

嘉納が高師校長を辞任したのが、1920年（大正9年）1月16日であるから、臨時教育会議閉会（1919円（大正8年）5月23日）後、約半年の後のことである。嘉納は、高師校長辞任にあたって、「東京高等師範学校昇格問題の真相と拙者辞職の理由とについて」²²⁾を辞任直後に「有効の活動」に書いている。この辞任と「臨時教育会議」とのかかわりについて検討をおこなってみたい。

嘉納が、「臨時教育会議」において強く主張したのは道徳教育と師範教育の改善である。特に師範教育においては、師範大学論を述べている。嘉納は高師において師範教育の資質の向上に努めた。特に高師においては大学並の修業年限とすることが必要であると考えていた。このことについては、「臨時教育会議」の前に行われた「高等教育会議」において、「……ところが、明治29年に高等教育会議というものが設けられ……高等師範の昇格の問題もその中の一つとして議論する機会が得られた。私も議員の一人として議論する機会が得られた。私も議員の一人に選ばれていたから極力昇格至当なるゆえんを力説したところが、議員の多数は私の意見に耳を傾けてはくれず……」²³⁾と述べている。このことより、嘉納は長年、高師の大学昇格を目指していたことが分かる。高師昇格は関係者の長い間の念願であった。「臨時教育会議」の答申を受け、専門学校が次々と大学へ昇格して行く中、高師の学生は学生大会を開き、大学昇格運動を展開していった。²⁴⁾この運動は、高師のみならず全国の師範学校、広島高師等を巻き込み、社会問題化していった。このため、嘉納は文部省と交渉することになり、1919年（大正8年）12月15日、文部省より「大学昇格」を前向きに検討するとの確約を得た。年明けの1920年（大正9年）1月16日、嘉納は東京高等師範学校校長を辞任する。1922年（大正11年）の「教育評議会」において東京、広島の高等師範学校の専攻科を文理科大学とする答申がなされた。嘉納の理想とする高師全体の昇格である師範大学化ではなかったが、ともかく師範教育の大学化がなされたのである。嘉納は、文献²²⁾において、辞任の理由を昇格運動と関係ないとしている。学生の昇格運動が社会問題化したこと懸念したこともあるが、長年、高師校長を務め、「臨時教育会議」では言うべきことは全て言い、区切をつけたいというのが辞任当時の嘉納の本音ではなかったのではなかろうか。1929年（昭和4年）、文理科大学創立となり、嘉納の念願が叶うこととなった。このとき嘉納は存命中であり、多方面にわたって活躍中であった。

VII おわりに

本研究により、「臨時教育会議」において嘉納は、道徳教育の重視、師範教育の改善を中心に主張したことが明らかになった。嘉納の道徳教育論の主張の柱は教育勅語とともに「精力善用」、

「自他共栄」等の嘉納の柔道精神であると考えられる。嘉納の柔道と道徳論との詳細な関係については今後の検討課題としたい。又、師範教育の改善の主張は、全国の師範教育の頂点に立つ嘉納自身としては当然のことであったかもしれない。しかし、日本の師範教育の質の向上に貢献したということを考えると、今以上に嘉納の業績は再認識されてもよいのではないだろうか。又、体育教育を重視した発言が多く見られたが、現在の日本の体育界において嘉納並の教育界全体に対する発言力のある人物は見当らない。嘉納の業績の偉大さに痛感する次第である。

本研究は、拙稿「嘉納治五郎と臨時教育会議」²⁵⁾と「臨時教育会議にみる嘉納治五郎の体育思想」²⁶⁾を要約、改編、補足したものである。

参考・引用文献

- 1) 講道館：嘉納治五郎体系，全14巻，別冊1巻，本の友社，1988.
- 2) 前掲書1)，第13巻
- 3) 海後宗臣編：臨時教育会議の研究，東大出版界，1960.
- 4) 中島太郎：日本近代教育制度史，岩崎書店，1966.
- 5) 文部省：資料 臨時教育会議 1巻～5巻，文部省，1979.
- 6) 池田進 他：大正の教育，第一法規，1978，p.163.
- 7) 前掲書6)，pp.166～167.
- 8) 長谷川純三：嘉納治五郎の教育と思想，明治書院，1981.
- 9) 加藤仁平：嘉納治五郎，逍遙書院，1964.
- 10) 講道館編：嘉納治五郎，講道館，1964.
- 11) 前掲書5)，2巻，pp.14～15
- 12) 前掲書5)，2巻，pp.145～148
- 13) 前掲書5)，2巻，p.156
- 14) 前掲書5)，2巻，p.154
- 15) 前掲書5)，2巻，p.155
- 16) 前掲書5)，2巻，p.155
- 17) 前掲書5)，2巻，p.475
- 18) 前掲書1)，2巻，pp.252～253，「森文部大臣の違法—その批判」，作興，第8巻第9号，1929.
- 19) 前掲書5)，3巻，p.132
- 20) 前掲書5)，3巻，pp.406～408
- 21) 前掲書5)，4巻，p.39
- 22) 前掲書1)，5巻，有効の活動第6巻第2号，1920年2月
- 23) 前掲書1)，10巻，p.364，教育第3巻第10号，岩波書店，1935.
- 24) 鈴木博雄：東京教育大学百年史，図書文化協会，1978.
- 25) 東憲一：嘉納治五郎と臨時教育会議，東京外国语大学論集，53号，99～113，1996.
- 26) 東憲一：臨時教育会議にみる嘉納治五郎の体育思想，東京外国语大学論集，54号，97～113，1996.